

令和3年9月13日
令和4年2月1日改訂
令和4年3月22日改訂
令和4年6月20日改訂
令和4年8月9日改訂
令和4年9月30日改訂
令和5年2月1日改訂
国立研究開発法人海洋研究開発機構
緊急対策本部長
理事長 大和 裕幸

(新型コロナウイルス対応) 船舶運航についての方針 (改6)

本方針(初版、令和3年9月13日付)の発出以降、全乗船者の皆さまには、原則2回以上の新型コロナウイルスワクチンの接種をお願いしてきたところです。

新型コロナウイルスワクチンは、政府により3回以上の接種が推進されている一方、機構船舶に乗船する船員については、長期連続乗船・連続休暇という勤務形態が多く、また、陸上での休暇期間も限られるなどの理由によって、必ずしも最新のワクチン接種に追いつかない事情がございましたが、今般、3回目接種を完了することができたため、これを新方針に反映することと致します。

また、これまでワクチン接種の要件を満たしていない方については、日本の港から4日の航程内の航海に限り、乗船前のPCR検査による陰性確認及び乗船地における乗船前4日間の自己隔離(バブル方式の実施)を条件として乗船を認めて参りましたが、政府の「With コロナに向けた政策の考え方」(令和4年9月8日付)を踏まえ、適切な研究活動の場をより一層提供していく観点から、日本の港から4日の航程外の航海であっても、上述のPCR検査及びバブル方式の実施を満たせば乗船を認めることと致します(ただし、調査航海を行う沿岸国及び緊急入港先として想定される沿岸国の水際対策等において、規定のワクチン接種が求められる等の事情がある場合は除く。)

引き続き、全乗船者の皆さまにおかれましては、乗船前及び乗船中の感染予防対策に十分留意頂くとともに、政府の推奨する新型コロナワクチンの接種についても御協力をお願い致します。

記

船舶運航にかかる新方針は以下のとおりとし、原則本日以降に出航する航海から適用する。

1. 航海は、原則 3回以上のワクチン接種が確認された乗船者によるものとする。
2. 航海の実施は、新規全乗船者がPCR検査を2回(乗船前1週間目処、72時間以内)受検し、陰性を確認すること及び健康管理に関しては最新の「新型コロナウイルスの拡散に伴うMarE3における船舶乗船基準(以下「乗船基準」)」に従うことを前提とする。
3. ただし、1.の要件を満たさない者のうち、乗船地における乗船前の自己隔離(バブル方式の実施)及び2.のPCR検査の受検(陰性確認)を経た者についても、最新の乗船基準に従って健康管理を行うことを前提とし、乗船可とする。

以上